

令和 4 年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

令和4年第1号議案 令和4年度名古屋市一般会計予算	1頁
---------------------------------	----

(特別会計)

令和4年第2号議案 令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	19頁
令和4年第3号議案 令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21頁
令和4年第4号議案 令和4年度名古屋市介護保険特別会計予算	23頁
令和4年第5号議案 令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	27頁
令和4年第6号議案 令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	29頁
令和4年第7号議案 令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算	33頁
令和4年第8号議案 令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	37頁
令和4年第9号議案 令和4年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	41頁
令和4年第10号議案 令和4年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	45頁
令和4年第11号議案 令和4年度名古屋市公債特別会計予算	49頁

(公営企業会計)

令和4年第12号議案 令和4年度名古屋市病院事業会計予算	53頁
令和4年第13号議案 令和4年度名古屋市水道事業会計予算	55頁
令和4年第14号議案 令和4年度名古屋市工業用水道事業会計予算	59頁
令和4年第15号議案 令和4年度名古屋市下水道事業会計予算	63頁
令和4年第16号議案 令和4年度名古屋市自動車運送事業会計予算	67頁
令和4年第17号議案 令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	71頁

一 般 会 計

令和 4 年度名古屋市一般会計予算

令和 4 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,379,409,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		600,985,000
	1 市 民 税	289,916,000
	2 固 定 資 産 税	225,765,000
	3 軽 自 動 車 税	2,995,000
	4 市 た ば こ 税	16,105,000
	5 事 業 所 税	16,607,000
	6 都 市 計 画 税	49,597,000
2 地 方 譲 与 税		6,116,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,157,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,244,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	251,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	428,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	36,000
3 県 税 交 付 金		88,974,000
	1 利 子 割 交 付 金	213,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,685,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,975,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	792,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	8,843,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	59,625,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	58,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	2,125,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,658,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,000

款	項	金 額 千円
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,000
5 地 方 特 例 交 付 金		3,355,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,320,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	35,000
6 地 方 交 付 税		9,100,000
	1 地 方 交 付 税	9,100,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		40,095,756
	1 使 用 料	29,883,769
	2 手 数 料	5,596,329
	3 診 療 収 入	2,472,290
	4 介 護 収 入	1,253,694
	5 支 援 収 入	889,674
9 国 庫 支 出 金		250,748,365
	1 負 担 金	204,460,015
	2 補 助 金	45,519,206
	3 委 託 金	769,144
10 県 支 出 金		76,349,629
	1 負 担 金	50,939,074
	2 補 助 金	19,555,710
	3 委 託 金	5,854,845
11 財 産 収 入		21,340,391
	1 財 産 運 用 収 入	2,442,899
	2 財 産 売 払 収 入	18,897,492
12 寄 附 金		3,836,696

款	項	金 額 千円
	1 寄 附 金	3, 836, 696
13 繰 入 金		22, 848, 176
	1 他 会 計 繰 入 金	18, 033, 692
	2 基 金 繰 入 金	4, 814, 484
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		131, 802, 886
	1 延滞金、加算金及び過料	124, 006
	2 預 金 利 子	7, 431
	3 他会計貸付金元利収入	340, 000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	91, 399, 874
	5 受 託 事 業 収 入	1, 168, 777
	6 収 益 事 業 収 入	9, 074, 124
	7 雑 入	29, 688, 674
16 市 債		123, 048, 000
	1 市 債	123, 048, 000
歳 入	合 計	1, 379, 409, 000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,881,966
	1 議 会 費	1,881,966
2 総 務 費		33,606,764
	1 総 務 管 理 費	4,974,939
	2 財 務 管 理 費	17,981,712
	3 選 挙 費	983,776
	4 統 計 調 査 費	41,875
	5 徴 税 費	8,415,326
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,209,136
3 健 康 福 祉 費		359,865,980
	1 社 会 福 祉 費	115,101,757
	2 老 人 福 祉 費	59,304,128
	3 生 活 保 護 費	88,266,806
	4 国 民 年 金 費	207,625
	5 国 民 健 康 保 険 費	22,886,580
	6 介 護 保 険 費	34,119,722
	7 公 衆 衛 生 費	32,071,427
	8 環 境 衛 生 費	1,733,604
	9 保 健 所 費	5,947,442
	10 衛 生 研 究 所 費	226,889
4 子 ど も 青 少 年 費		171,246,432
	1 子 ど も 青 少 年 費	171,246,432
5 環 境 費		28,546,842
	1 環 境 保 全 費	3,380,829
	2 環 境 事 業 費	25,166,013
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		19,377,188

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	957, 467
	2 区 役 所 費	8, 418, 887
	3 ス ポ ー ツ 費	10, 000, 834
7 経 済 費		101, 787, 000
	1 産 業 費	101, 454, 966
	2 工 業 研 究 所 費	332, 034
8 観 光 文 化 交 流 費		15, 464, 881
	1 観 光 交 流 費	9, 886, 567
	2 文 化 交 流 費	4, 046, 337
	3 名 古 屋 城 費	1, 531, 977
9 緑 政 土 木 費		74, 711, 256
	1 土 木 管 理 費	3, 407, 544
	2 道 路 橋 り よ う 費	24, 435, 330
	3 街 路 費	5, 813, 952
	4 治 水 費	9, 460, 469
	5 緑 政 費	30, 673, 250
	6 農 政 費	920, 711
10 住 宅 都 市 費		45, 668, 095
	1 都 市 計 画 費	22, 417, 774
	2 住 宅 費	23, 250, 321
11 消 防 費		7, 375, 443
	1 消 防 費	7, 375, 443
12 教 育 費		67, 403, 939
	1 教 育 総 務 費	7, 744, 634
	2 小 学 校 費	14, 385, 899
	3 中 学 校 費	12, 326, 056
	4 高 等 学 校 費	1, 410, 758

款	項	金 額 千円
	5 幼 稚 園 費	162,492
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,259,555
	7 大 学 費	16,588,222
	8 私 学 振 興 費	7,033,416
	9 生 涯 学 習 費	6,492,907
13 職 員 費		274,808,153
	1 議 会 職 員 費	438,849
	2 総 務 職 員 費	18,246,845
	3 財 政 職 員 費	7,379,202
	4 防 災 危 機 管 理 職 員 費	517,471
	5 健 康 福 祉 職 員 費	24,336,861
	6 子 ど も 青 少 年 職 員 費	22,748,942
	7 環 境 職 員 費	13,443,329
	8 ス ポ ー ツ 市 民 職 員 費	13,819,284
	9 経 済 職 員 費	1,922,445
	10 観 光 文 化 交 流 職 員 費	1,452,244
	11 緑 政 土 木 職 員 費	11,115,278
	12 住 宅 都 市 職 員 費	6,525,381
	13 消 防 職 員 費	22,874,739
	14 教 育 職 員 費	129,987,283
14 公 債 費		128,909,515
	1 公 債 費	128,909,515
15 諸 支 出 金		48,655,546
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	48,655,546
16 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	1,379,409,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りょう費	道路・橋りょうの整備	850,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
		東山総合公園の整備	200,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	200,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000
		市設建築物の施設営繕	300,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
選挙人名簿等システムの標準化に向けた調査	令和 5 年度	26, 000
福祉総合情報システムの標準化に向けた調査	令和 5 年度	64, 000
植田寮の改築	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	3, 123, 000
八事斎場再整備事業者選定支援業務委託	令和 5 年度	19, 000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	7, 322, 000
資源（空きびん）の収集委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	3, 089, 000
猪子石工場運転管理業務委託	令和 5 年度	69, 000
愛岐処分場浸出水処理施設の改築	令和 5 年度	225, 000
愛岐処分場機械操作棟等の整備	令和 5 年度	342, 000
愛岐処分場機械操作棟整備の工事監理委託	令和 5 年度	2, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅 間地下通路整備の設計	令和 5 年度	174, 000
中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電 柱化工事	令和 5 年度	56, 180
総合体育館レインボープールの改修工 事	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	3, 123, 000
総合体育館レインボープールの天井等 落下防止対策工事	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	1, 152, 000
中村スポーツセンターのトイレ改修工 事	令和 5 年度	140, 000
中村スポーツセンターの天井等落下防 止対策工事	令和 5 年度	446, 000
中スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 5 年度	146, 000
中スポーツセンターの天井等落下防止 対策工事	令和 5 年度	290, 000
東山公園テニスセンター改修の設計	令和 5 年度	138, 000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和 5 年度 から 令和15年度 まで	462, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場第1展示館の移転改築・維持管理	令和5年度 から 令和22年度 まで	13,912,000
国際会議場の整備・運営	令和5年度 から 令和27年度 まで	42,560,000
国際会議場整備事業モニタリング支援 業務委託	令和5年度 から 令和7年度 まで	75,000
市指定文化財岡家住宅保存活用計画の 策定	令和5年度	7,000
県指定文化財伊藤家住宅整備基本計画 の策定	令和5年度	13,000
南文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和5年度	59,000
青少年文化センターの天井等落下防止 対策工事	令和5年度 から 令和6年度 まで	244,000
瑞穂文化小劇場の天井等落下防止対策 工事	令和5年度	92,000
中川文化小劇場の天井等落下防止対策 工事	令和5年度	136,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
金山南ビル低層棟の外壁改修工事	令和 5 年度	63, 000
金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設建設の設計	令和 5 年度	82, 000
名古屋城所蔵文化財の修復	令和 5 年度	10, 000
久田良木川排水機場の水門改築工事	令和 5 年度	226, 000
舗装道の補修	令和 5 年度	800, 000
道路照明の賃借	令和 5 年度 から 令和14年度 まで	439, 000
街路樹の維持管理	令和 5 年度	90, 000
高蔵こ線橋の耐震補強	令和 5 年度	106, 000
側溝改良	令和 5 年度	130, 000
県道春日井長久手線の整備	令和 5 年度	130, 000
市道中川運河東線の整備	令和 5 年度	250, 000
名城公園北園・地下鉄名城公園駅間地下横断歩道の整備	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	3, 484, 000
東山こ道橋の耐震補強	令和 5 年度	510, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
交通安全施設の整備	令和 5 年度	260, 000
瑞穂区役所駅自転車駐車場の天井改修工事	令和 5 年度	22, 000
水分橋の改築	令和 5 年度	50, 000
小栗橋の改築	令和 5 年度	70, 000
排水施設整備	令和 5 年度	200, 000
堀川の整備	令和 5 年度	400, 000
戸田川排水機場の電気設備改修工事	令和 5 年度	365, 000
公園遊具等の更新工事	令和 5 年度	80, 000
東山動植物園獣舎等の整備	令和 5 年度	169, 000
東山動植物園花と緑のふれあいゾーンの整備	令和 5 年度	100, 000
農業センターの施設改修工事	令和 5 年度	341, 000
金山南ビルの外壁改修工事	令和 5 年度	53, 000
アジア競技大会選手村後利用基盤整備	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	1, 263, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
市営住宅の外壁等改修工事	令和 5 年度	221, 000
市営住宅の建設	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	7, 779, 000
市設建築物の機能保全改修	令和 5 年度	118, 000
指令管制システムの更新	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	8, 360, 000
指令管制システム更新監理業務委託	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	29, 000
就学事務等システムの標準化に向けた調査	令和 5 年度	49, 000
教育センターの空調設備等改修工事	令和 5 年度	515, 000
小学校統合校整備の設計	令和 5 年度	306, 000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 5 年度	107, 000
小学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和 5 年度	257, 000
中学校新設の設計	令和 5 年度	183, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 5 年度	177, 000
中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事	令和 5 年度	142, 000
中学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和 5 年度	224, 000
中学校の埋設給排水管改修工事	令和 5 年度	189, 000
若宮高等特別支援学校の新設	令和 5 年度	951, 000
西養護学校のエレベーター更新工事	令和 5 年度	26, 000
千種図書館の耐震改修工事	令和 5 年度	108, 000
中川図書館の天井等落下防止対策工事	令和 5 年度	80, 000
博物館リニューアル改修の設計	令和 5 年度	381, 000
博物館仮収蔵施設の賃借	令和 5 年度 から 令和10年度 まで	1, 990, 000
博物館仮収蔵施設用棚の購入	令和 5 年度	93, 000
博物館収蔵資料輸送業務委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	409, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、447千円を限度として補償する。	令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、366千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、662,388千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、306,092千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和24年度まで	270,384,000 外に利息相当額	令和4年度から 令和25年度まで	275,861,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和23年度まで	37,430,000	令和4年度から 令和24年度まで	32,049,000

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	861,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	152,000			
社会福祉施設整備費	19,000			
老人福祉施設整備費	723,000			
生活保護施設整備費	1,425,000			
公衆衛生施設整備費	626,000			
保健所整備費	769,000			
子ども青少年施設整備費	649,000			
廃棄物処理施設整備費	2,597,000			
区役所整備費	2,543,000			
地域振興施設整備費	168,000			
スポーツ施設整備費	4,412,000			
観光交流施設整備費	4,702,000			
文化交流施設整備費	301,000			
名古屋城整備費	92,000			
公共土木事業費	27,102,000			
公園緑地整備費	17,152,000			
農業振興施設整備費	179,000			
住宅建設費	3,289,000			
施設営繕費	1,997,000			
消防施設整備費	2,002,000			
教育センター整備費	14,000			
義務教育施設整備費	6,714,000			
高等学校整備費	110,000			
特別支援学校整備費	378,000			
生涯学習施設整備費	525,000			
都市高速鉄道事業補助金	285,000			
都市高速鉄道建設資金貸付金	153,000			
高速道路建設資金貸付金	2,152,000			
高速道路事業出資金	830,000			
市立大学施設整備補助金	2,688,000			
市立大学施設整備資金貸付金	3,479,000			
高速度鉄道事業補助金	389,000			
高速度鉄道事業出資金	2,571,000			
臨時財政対策債	14,000,000			
調整債	17,000,000			
計	123,048,000			

特 別 会 計

令和4年第2号議案

令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,266,061千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		178,379,480
	1 保 険 料	42,254,702
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	473,029
	4 県 支 出 金	135,314,930
	5 諸 収 入	336,818
2 繰 入 金		22,886,580
	1 他 会 計 繰 入 金	22,886,580
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		201,266,061

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		201,246,061
	1 事 業 費	201,246,061
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		201,266,061

令和4年第3号議案

令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,073,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		30,884,881
	1 保険料	29,852,493
	2 手数料	1
	3 諸収入	1,032,387
2 繰入金		30,188,330
	1 他会計繰入金	30,188,330
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		61,073,212

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		61,053,212
	1 事業費	61,053,212
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		61,073,212

令和4年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和4年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216,046,577千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		176,467,437
	1 保 険 料	43,146,113
	2 手 数 料	24,482
	3 国 庫 支 出 金	49,089,616
	4 支 払 基 金 交 付 金	54,912,594
	5 県 支 出 金	29,235,189
	6 財 産 収 入	410
	7 諸 収 入	59,033
2 繰 入 金		36,237,757
	1 他 会 計 繰 入 金	34,119,722
	2 基 金 繰 入 金	2,118,035
3 繰 越 金		3,341,383
	1 繰 越 金	3,341,383
歳 入 合 計		216,046,577

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		216,026,577
	1 事 業 費	212,684,785
	2 基 金 積 立 金	3,341,792
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		216,046,577

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定申請受付事務等の委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	2,135,000

令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸付金特別会計予算

令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,101,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		842,541
	1 事業収入	842,541
2 繰越金		259,000
	1 繰越金	259,000
歳 入 合 計		1,101,541

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付		1,101,541
	1 事業費	1,101,541
歳 出 合 計		1,101,541

令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,354,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た かし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		3,639,645
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,582,439
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	81,250
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	446,945
	6 市 債	529,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,714,625
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	442,429
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,236,521
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	884,196
	6 市 債	151,000
歳 入 合 計		7,354,270

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		3,639,645
	1 事 業 費	2,204,316
	2 整 備 費	539,027
	3 他 会 計 繰 出 金	896,202
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,714,625
	1 市 場 費	1,821,870
	2 と 畜 場 費	943,765
	3 他 会 計 繰 出 金	948,890
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,354,270

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果卸棟の照明設備改修工事	令和 5 年度	62,000
北部市場水産棟の電気設備改修工事	令和 5 年度	355,000
北部市場エネルギー棟及び青果棟の空調設備改修工事	令和 5 年度	79,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和 3 年第 6 号議決)	令和 3 年度 から 令和 6 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 4 年度 から 令和 7 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	529,000 151,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	680,000			

令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ661,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,215
	1 財 産 収 入	15
	2 寄 附 金	100,000
	3 諸 収 入	200
2 繰 入 金		233,655
	1 他 会 計 繰 入 金	233,655
3 市 債		328,000
	1 市 債	328,000
歳 入 合 計		661,870

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		661,870
	1 事 業 費	516,368
	2 他 会 計 繰 出 金	45,487
	3 基 金 積 立 金	100,015
歳 出 合 計		661,870

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	328,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ756,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		110,593
	1 国庫支出金	93,593
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		560,945
	1 他会計繰入金	485,577
	2 基金繰入金	75,368
3 市債		85,000
	1 市債	85,000
歳 入 合 計		756,538

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		756,538
	1 事業費	347,824
	2 他会計繰出金	408,714
歳 出 合 計		756,538

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	85,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 4 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 4 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 518,737 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		258,000
	1 使 用 料	145,003
	2 他 会 計 繰 入 金	112,997
2 公 園 整 備 事 業 収 入		260,737
	1 他 会 計 繰 入 金	185,737
	2 市 債	75,000
歳 入	合 計	518,737

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		258,000
	1 事 業 費	258,000
2 公 園 整 備 事 業 費		260,737
	1 事 業 費	102,029
	2 他 会 計 繰 出 金	158,708
歳 出	合 計	518,737

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	75,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 4 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 4 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,258,475 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,431,829
	1 繰 入 金	52,509
	2 振 替 収 入	5,548,320
	3 市 債	831,000
2 都市開発用地取得資金収入		14,826,645
	1 繰 入 金	405,289
	2 振 替 収 入	13,421,356
	3 市 債	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	21,258,475

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,431,630
	1 取 得 費	838,729
	2 他 会 計 繰 出 金	5,592,901
2 都市開発用地取得費		14,826,645
	1 取 得 費	1,003,000
	2 他 会 計 繰 出 金	13,823,645
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	21,258,475

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	831,000 1,000,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,831,000			

令和4年度名古屋市公債特別会計予算

令和4年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ448,298,417千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		213,277,000
	1 公 債	213,277,000
2 財 産 収 入		448,709
	1 財 産 運 用 収 入	448,709
3 繰 入 金		234,542,706
	1 他 会 計 繰 入 金	211,039,746
	2 基 金 繰 入 金	23,502,960
4 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		448,298,417

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		165,827,000
	1 起 債 額 繰 出	165,827,000
2 公 債 費		282,471,417
	1 公 債 償 還 金	235,577,033
	2 公 債 事 務 費	689,225
	3 基 金 積 立 金	46,205,159
歳 出 合 計		448,298,417

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	47,450,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

令和4年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画

緑市民病院 病床数 205床

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	病院事業収益	357,678
第1項	医療収益	10,241
第2項	医療外収益	342,437
第3項	特別利益	5,000

支 出		千円
第1款	病院事業費	2,046,215
第1項	医療費用	2,022,245
第2項	医療外費用	13,970
第3項	特別損失	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,024千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	84,883
第 1 項 一 般 会 計 補 助 金	84,883

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	198,907
第 1 項 建 設 改 良 費	56,000
第 2 項 償 還 金	142,907

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 7 条 救急医療経費にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、2,921 千円である。

(他会計からの補助金)

第 8 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、205,904 千円及び 84,883 千円である。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和4年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 281,415,000 立方メートル
(1日 771,000 立方メートル)

給水戸数 1,370,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	水道事業収益	52,658,046
第1項	営業収益	51,219,516
第2項	営業外収益	1,308,030
第3項	特別利益	130,500

支 出

千円

第1款	水道経営費	52,638,046
第1項	営業費用	46,149,661
第2項	営業外費用	6,428,385
第3項	特別損失	50,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,161,652千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,900,361
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	86,000
第3項	他会計貸付金返還金	137,234
第4項	基金収入	1,099
第5項	基金繰入金	31,083
第6項	その他資本収入	2,144,945

支 出		千円
第1款	資本的支出	32,062,013
第1項	建設改良費	24,524,224
第2項	償還金	7,536,690
第3項	投資	1,099

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設維持管理	令和5年度	100,000千円
水道施設建設	令和5年度から令和11年度まで	18,000,000千円
営業事務システムの 開発・保守業務委託	令和5年度から令和15年度まで	2,650,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	水道基幹施設整備費にあてるため
限度額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,100,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,728 千円、113,165 千円及び 66,212 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、86,000 千円である。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和4年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,104,500 立方メートル
(1日 63,300 立方メートル)
事業所数 112 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	工業用水道事業収益	1,089,144
第1項	営業収益	963,096
第2項	営業外収益	125,548
第3項	特別利益	500

支 出

千円

第1款	工業用水道経営費	1,079,144
第1項	営業費用	996,871
第2項	営業外費用	80,773
第3項	特別損失	500
第4項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額468,293千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,051
第1項	出資金	2,051
第2項	その他資本収入	11,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	481,344
第1項	建設改良費	344,110
第2項	他会計借入金返還金	137,234

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設維持管理	令和5年度	100,000千円
工業用水道施設建設	令和5年度	100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,051 千円である。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和4年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,165 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
処理水量 年間447,855,000 立方メートル
(1日 1,227,000 立方メートル)
水洗便所の改造 500 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	下水道事業収益	78,048,970
第1項	営業収益	70,570,766
第2項	営業外収益	7,473,204
第3項	特別利益	5,000

支 出		千円
第1款	下水道経営費	77,561,970
第1項	営業費用	70,024,917
第2項	営業外費用	7,497,053
第3項	特別損失	30,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,888,793 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額891 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	33,882,147
第1項	企業債	22,000,000
第2項	国庫補助金	10,000,000
第3項	その他資本収入	1,871,616
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	10,531

支 出		千円
第1款	資本的支出	72,770,049
第1項	建設改良費	44,428,346
第2項	償還金	28,332,063
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	9,640

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理	令和5年度	200,000 千円
下水道建設	令和5年度から令和8年度まで	25,000,000 千円
下水汚泥焼却施設の 整備・運営	令和5年度から令和28年度まで	17,980,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限度額	22,003,000 千円		
	下水道事業建設費	22,000,000 千円	
	水洗便所改造資金貸付金	3,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,992,056 千円、3,573,556 千円、105,892 千円、95,814 千円、30,000 千円、17,000 千円及び 70,772 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,785 千円である。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和4年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 904 両
運 転 キ ロ 年間 35,806,500 キロメートル
(1日 98,100 キロメートル)
乗 車 人 員 年間 106,032,500 人
(1日 290,500 人)

- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	自動車運送事業収益	24,737,271
第1項	営 業 収 益	18,514,037
第2項	営 業 外 収 益	6,223,234

支 出

千円

第1款	自動車運送事業費	26,549,080
第1項	営 業 費 用	26,299,233
第2項	営 業 外 費 用	239,847
第3項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,937,230千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	1,870,955
第1項	企業債	1,810,000
第2項	出資金	39,000
第3項	その他資本収入	21,955

支 出		千円
第1款	資本的支出	3,808,185
第1項	建設改良費	1,870,134
第2項	企業債償還金	1,512,551
第3項	借入金返還金	415,500
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金箱の更新	令和5年度から令和7年度まで	2,200,000千円
ガイドウェイバス料金箱の更新に伴う負担金	令和5年度から令和6年度まで	70,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 自動車運送事業整備費にあてるため

限 度 額	1,810,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、112,184千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,121,625千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,289,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、410,689千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

145,790 千円である。

- 5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,822 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、39,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,200,000 千円と定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た かし

令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1日 | 674両(116編成) |
| | 運転キロ | 年間 | 67,999,500キロメートル |
| | | (1日) | 186,300キロメートル |
| | 乗車人員 | 年間 | 400,295,500人 |
| | | (1日) | 1,096,700人 |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費3,800,099千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)1,534,000千円を借り入れる。

収 入

千円

第1款	高速度鉄道事業収益	80,820,350
第1項	営業収益	74,055,024
第2項	営業外収益	6,765,326

支 出

千円

第1款	高速度鉄道事業費	81,265,350
第1項	営業費用	73,934,473
第2項	営業外費用	7,320,877

千円

第 3 項 予 備 費

10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 885,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 31,326,502 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	15,885,553
第 1 項	企 業 債	10,933,000
第 2 項	出 資 金	2,571,000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	78,000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,441,836
第 5 項	国 庫 補 助 金	350,430
第 6 項	県 補 助 金	30,000
第 7 項	そ の 他 資 本 収 入	481,287

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	46,327,055
第 1 項	建 設 改 良 費	14,019,291
第 2 項	企 業 債 償 還 金	32,258,764
第 3 項	出 資 金	39,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和 5 年度から令和 7 年度まで	18,000,000 千円

桜通線可動式ホーム
柵（4 駅）の部品交
換

令和 5 年度

250,000 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限 度 額	12,467,000 千円		
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費		10,048,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債		885,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債		1,534,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、44,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、

200,899 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,176,000 千円及び 11,346 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、823,093 千円である。

3 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、258 千円である。

4 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,300 千円である。

5 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,567,144 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,571,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし